

令和6年3月19日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会
会長 岡 田 和 明

犬山市下水道事業の経営に関する審議について（答申）

令和5年8月18日付けで諮問を受け、犬山市下水道事業経営戦略改訂審議会で4回の審議を重ねた結果、下記のとおり当審議会としての結論を得ましたので答申します。

記

1 公共下水道計画区域の見直しについて

1970（昭和45）年の所謂、公害国会において公害関連14法案が成立し、その1つである下水道法の改正では、「公共用水域の水質保全に資する」という1項がその目的に追加され、併せて自治体ごとに処理場を必要としない流域下水道が法制度化されました。これを受け各地で流域下水道による整備計画が策定され、犬山市においても市街化区域と既存家屋が集中している市街化調整区域の一部を公共下水道計画区域として位置づけ、五条川左岸流域下水道関連公共下水道として1982（昭和57）年、事業に着手しています。

その後40年を超える年月をかけ、1,113haの区域で公共下水道が整備されましたが、計画決定区域の約3割に相当する443haが、未整備区域として残っています（令和4年度末現在）。この未整備区域の整備には、長い期間と多くの費用（現時点での試算によると約100億円）を要すると見込まれています。

未整備区域の大半を占める市街化調整区域は、「下水道により公共用水域の水質保全とともに生活環境の改善を図る必要がある」として、昭和60年代までに公共下水道計画区域に位置づけられました。しかし、その当時と異なり、現在では合併処理浄化槽が水処理機能の向上により汚水処理の効率的な整備手法の1つとして認識されていること、また、未整備区域内で汚水を処理する際は、合併処理浄化槽の設置が義務化されていることから、長い期間をかけて下水道を整備する間に、合併処理浄化槽が設置され、投資効果が得られないという恐れがあります。

このような社会情勢の変化から、全国では、整備に長い期間を必要とする公共

下水道から合併処理浄化槽へ計画を見直す自治体が増加しています。犬山市においても、具体的な整備計画のない市街化調整区域340.7haを公共下水道計画区域から除外し、合併処理浄化槽で整備する区域へ変更すべきと考えます。

この公共下水道計画区域の見直しについては、令和5年11月に住民の方を対象として説明会を開催し、反対意見がなかったと市下水道課から報告を受けました。公共下水道事業認可区域内では都市計画法に基づく私権の制限を受けているため、早急に判断し、諸手続きを完了させることを望みます。

2 経営の在り方を見直す必要性について

地方公営企業法を適用する犬山市下水道事業は、独立採算制という法の原則から、汚水処理に要した費用の全額を使用料収入で賄うこと(経費回収率100%)を目指しています。現在、経費回収率は約7割であり、使用料収入で不足する残り約3割を一般会計からの繰入金に依存しています。また、将来を考えると、事業着手後40年以上が経過しており、老朽化に伴う施設の修繕・更新の費用は増加するとともに、人口減少により使用料は減少すると予想されます。

将来、現状と比べて支出は増加、収入は減少し、経費回収率のさらなる悪化は明らかであることから、早急に経営の在り方を見直す必要があると考えます。

3 経営戦略改定に向けた検討について

経営の在り方の見直しの一つとして「公共下水道計画区域の見直し」を結論付けましたが、「犬山市下水道事業経営戦略」の改定にあたり、さらなる検討が必要と考えます。